

滝山住宅管理組合有料駐車場 自動車駐車契約書

1992（平成4）年6月1日一部改正施行

滝山住宅管理組合理事長（以下「甲」といいます）、滝山分譲住宅団地居住者（以下「乙」といいます）とは、甲の経営する 駐車場 号に乙の保有する下記の自動車を駐車するため次条以下の通り契約を締結します。

自動車の表示

(1) 車 輛 型 式

(2) 車 輛 登 録 番 号

第1条 （駐車場使用の証明）

甲は乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を有料で行います。

第2条 （駐車料金）

駐車料金は月額 円也と定め、乙は本契約締結と同時に本契約期間の全額を甲の定める方法により支払うものとします。但し契約の締結又は解約が月の中途の場合はともに1カ月として支払わなければなりません。

第3条 （乙の賠償義務）

乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関するものが故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の他の自動車又は附属品に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

第4条 （甲の免責）

天災、地変、火災、盗難、その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由に因っての自動車その他の物件に損害が生じても、甲は一切その責を負いません。

第5条 （乙の義務）

乙は駐車場の利用に際しては甲の別に定める駐車場利用規則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

なお、自己保有者の車種等に変更があった場合は乙は別に定める様式により、すみやかに甲に届出なければなりません。

第6条 （利用者の譲渡禁止）

乙は乙の保有に係るといえども、契約外の自動車を駐車せしめ、または他人に本駐車場を利用せしめ、或いは本契約上の権利を譲渡することはできません。

第7条 （駐車料金の変更）

甲は施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども1カ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができます。

第8条 （解 約）

本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1カ月前に各々相手方に予告しなければなりません。但し、乙が当該団地より退去するときは、乙は依拠

する日をもって本契約は当然解約するものとします。この場合の駐車料金は第2条の約定により計算します。この場合乙は2週間前に甲に予告せねばなりません。

第9条 (駐車場所の変更)

天災、地変、借地の返還その他の甲の責に帰すべからざる事由に因って甲の経営する駐車場の一部が使用できなくなった場合は、契約期間といえども甲は本契約を解除し、又は駐車場所を変更することができます。

第10条 (契約の解除)

乙が本契約に違反したときは、甲は何等の予告なしに直ちに本契約を解除することができる。

第11条 (契約の期間)

本契約の有効期間は、 年 月 日より 年 月 日までとします。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ各1通を保有します。

年 月 日

甲 滝山住宅管理組合
理事長

印

乙 街区 号棟 号室

印